

平成27年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省27-14)

施策名	目標4-1 国内及び国際的な循環型社会の構築					
施策の概要	循環型社会形成推進基本計画等を着実に実行して国内における循環型社会の構築を図るとともに、3Rイニシアティブに基づいて国際的な循環型社会構築を図る。					
達成すべき目標	循環型社会形成推進基本計画に基づき定められた、資源生産性の向上、循環利用率の向上、廃棄物最終処分量の削減等の目標を達成するとともに、3Rイニシアティブに基づき国際的に3Rを推進することにより、循環型社会の形成を目指す。					
施策の予算額・執行額等	区分	25年度	26年度	27年度	28年度	
	予算の状況(百万円)	当初予算(a)	888	891	737	652
		補正予算(b)	-	-	-	-
		繰越し等(c)	-	-	(※記入は任意)	-
		合計(a+b+c)	888	891	(※記入は任意)	-
執行額(百万円)	749	779	(※記入は任意)	-		
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	インフラ輸出戦略(平成26年度改訂版)(平成26年6月3日) 第2章4.(4) 2ポツ目 p24 第3章 1 国別取組 7ポツ目 p30 第3章 4 大洋州 現在の取組状況 1ポツ目 p34					

測定指標	資源生産性(GDP÷天然資源投入量)(万円/トン)	基準値	実績値					目標値	達成
		12年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	32年度	
		25	38	39	38	38	調査中	46	△
	年度ごとの目標値	/	-	-	-	42	-	/	
測定指標	循環利用率(循環利用量÷総物質投入量)(%)	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		12年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	32年度	
		10	15	15	15	16	調査中	17	○
	年度ごとの目標	/	-	-	-	14~15	-	/	
測定指標	廃棄物最終処分量(百万トン)	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		12年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	32年度	
		56	19	17	18	16	調査中	17	○
	年度ごとの目標	/	-	-	-	23	-	/	

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 目標達成 (判断根拠) 資源生産性については、平成21年度以降横ばい傾向にあり、目標未達となっている。一方、循環利用率及び廃棄物最終処分量は目標値を超過達成している。(なお、25年度の目標値は第二次循環型社会形成推進基本計画時点の数値。)
	施策の分析	測定指標の中で、目標値を達成していない資源生産性は、GDPを我が国に投入される天然資源等投入量で割った値であり、その改善のためには、GDPの増大、又は天然資源等投入量の削減を図る必要がある。平成21年度以降、GDPはほぼ横ばいである一方で、建設需要の増大や、燃料用石炭の消費量の増大等により、天然資源等投入量が増大しており、数値が横ばい又は悪化している。このように、資源生産性は、経済・社会動向によって大きく左右されるため、その数値の評価が難しいところであるが、今後、外的要因を可能な限り排除したり、又は、補助的な指標を用いることで、適正な評価・分析を行っていく。
	次期目標等への反映の方向性	【施策・測定指標】第三次循環型社会形成推進基本計画(平成25年5月閣議決定)中の指標の妥当性及び指標と実際の取組の関連性については毎年度中央環境審議会循環型社会部会等において検討を行っている。今後も引き続き同計画の指標・目標の妥当性及びその進捗状況についての評価点検を行いながら、同計画の取組の着実な進展を図る。その際、UNEP国際資源パネル等において議論されている物質フロー指標の質の向上、国際的な比較に向けたデータ整備の取組等の国際的な議論を踏まえつつ、当該指標の妥当性等についても検討していく。また、循環再生資源の価格低下によるリサイクル事業者の事業環境の悪化や、循環再生資源の海外流出などを踏まえ、回収・リサイクルの効率化や越境移動等の適正化などの施策を検討していく。

学識経験を有する者の知見の活用	<ul style="list-style-type: none"> 第三次循環型社会形成推進基本計画中の指標の改善状況について検討するWGを設置し、指標・目標の達成状況とその要因分析を行った。 基本計画に記載された施策(2R(リデュース(廃棄物等の発生抑制)及びリユース(再使用))に係る施策、地域循環圏に係る施策等)についても、取組を進展させるための方策等について検討会を設置し、専門家の知見を伺った。 上記の取組を含めた循環型社会形成施策全体について、中央環境審議会循環型社会部会において有識者の審議を踏まえて点検・評価報告書を作成した。
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	第三次循環型社会形成推進基本計画の進捗状況の第2回点検結果について(平成28年3月中央環境審議会)
---------------------------	---

担当部局名	大臣官房廃棄物・ リサイクル対策部 企画課循環型社会 推進室	作成責任者名 (※記入は任意)	循環型社会 推進室長	政策評価実施時期	平成28年8月
-------	---	--------------------	---------------	----------	---------

平成27年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省27-15)

施策名	目標4-2 各種リサイクル法等の円滑な施行によるリサイクル等の推進					
施策の概要	各種リサイクル法等の円滑な施行等により、リサイクル等を推進する					
達成すべき目標	定められた計画値・目標値の達成に向けて、各種リサイクル法等の円滑な施行等により、リサイクル等を推進する。					
施策の予算額・執行額等	区分	25年度	26年度	27年度	28年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	792	741	647	467
		補正予算(b)	500	400	0	0
		繰越し等(c)	△ 3	100	(※記入は任意)	
		合計(a+b+c)	1,289	1,241	(※記入は任意)	
執行額(百万円)	1,155	1,107	(※記入は任意)			
施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	日本再興戦略 二. 戦略市場創造プラン テーマ2:クリーン・経済的なエネルギー需給の実現					

容器包装リサイクル法に基づく容器包装分別収集量(千トン)	基準値	実績値					目標値	達成
	年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	27年度	
	-	「別紙のとおり」						△
年度ごとの目標値		-	-	-	-	-		
(間接)容器包装リサイクル法に基づく分別収集実施市町村数(全市町村数に対する割合)[市町村数(%)]	基準値	実績値					目標値	達成
	年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	30年度	
	-	「別紙のとおり」						△
年度ごとの目標値		-	-	-	-	-		
家電リサイクル法における特定家庭用機器の再商品化率(%)	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
	年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	各年度	
	-	「別紙のとおり」						○
年度ごとの目標		-	-	-	-	-		
家電リサイクル法における特定家庭用機器の回収率(%)	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
	年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	30年度	
	-	「別紙のとおり」						△
年度ごとの目標		-	-	-	-	-		
食品リサイクル法における食品関連事業者による食品循環資源の再生利用等の実施率(%)	基準値	実績値					目標値	達成
	年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	31年度	
	-	「別紙のとおり」						×
年度ごとの目標値		-	-	-	-	-		
建設リサイクル法における特定建設資材の再資源化等の実施率(%)	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
	年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	30年度	
	-	「別紙のとおり」						△
年度ごとの目標		-	-	-	-	-		
資源有効利用促進法におけるパソコン及び小型二次電池の自主回収・再資源化率(%)	基準値	実績値					目標値	達成
	年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	各年度	
	-	「別紙のとおり」						○
年度ごとの目標値		-	-	-	-	-		
自動車リサイクル法における自動車破碎残さ(シュレッダーダスト)及びガス発生器(エアバック類)の再資源化率(%)	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
	年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	各年度	
	-	「別紙のとおり」						○
測定指標		-	-	-	-	-		

年度ごとの目標		-	-	-	-	-		
小型家電リサイクル法における使用済小型電子機器等の回収量[万トン]	基準年度	実績値					目標値	達成
		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	27年度	
	-	「別紙のとおり」						×
年度ごとの目標値		-	-	-	-	-		
(間接)小型家電リサイクル法に基づく制度参加自治体数(全自治体に対する割合)[自治体数(%)]	基準年度	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	30年度	
	-	「別紙のとおり」						×
年度ごとの目標		-	-	-	-	-		
一般廃棄物(ごみ)のリサイクル率((直接資源化量+中間処理後再生利用量+集団回収量)/(ごみの総処理量+集団回収量))[%]	基準年度	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	29年度	
	-	「別紙のとおり」						×
年度ごとの目標		-	-	-	-	-		
ペットボトルからペットボトルにリサイクルされた製品の量[億本]	基準年度	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	30年度	
	-	「別紙のとおり」						×
年度ごとの目標		-	-	-	-	-		
容器包装プラスチックを原材料とした高品質な再生材が用いられた日用品や電気電子製品等として実用化された製品の品目数[個]	基準年度	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	30年度	
	-	「別紙のとおり」						×
年度ごとの目標		-	-	-	-	-		

(各行政機関共通区分) ③相当程度進展あり

目標達成度合いの測定結果

(判断根拠)

○容器包装リサイクル法については、全市町村に対する分別収集実施市町村の割合は、ガラス製容器、ペットボトルが前年に引き続き9割を超えた。一方で、分別収集量については、ペットボトル、プラスチック製容器包装、飲料用紙製容器、その他の色のガラス製容器は近年横ばいとなっている。

○家電リサイクル法については、平成27年度の再商品化率において、家庭用エアコン、ブラウン管式テレビ、液晶・プラズマテレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機の全品目について法定基準が引き続き達成されている。また家電リサイクル法における回収率については、平成26年度は53.1%となっており、平成30年度の目標(56%)に向けて着実に成果を上げている。

○食品リサイクル法については、業種別に設定された平成31年度における再生利用等実施率の目標に対して、食品製造業では既に達成されているが、食品小売業、食品卸売業及び外食産業では達していない。

○建設リサイクル法については、特定建設資材(建設発生木材)の再資源化等率が、成20年度89.4%、平成24年度94.4%となっており、平成30年度までの目標(95.0%)に向けて着実に成果を上げている。

○資源有効利用促進法におけるパソコン及び小型二次電池については、いずれも目標値を上回る再資源化が実施されている。

○自動車リサイクル法については、自動車破砕残さ(シュレッダーダスト)、ガス発生器(エアバッグ類)のいずれも目標値を大幅に上回る再資源化が実施されている。

○小電リサイクル法については、小型家電の回収量が、平成25年度に2万4千トン、平成26年度に5万トンと着実に増加している。また、制度参加自治体数についても25年度に754、平成26年度に1,073と平成30年度の目標に向けて着実に増加している。

○我が国循環産業の戦略的国際展開・育成事業(ビジネスモデル支援)については、高度なリサイクルやリサイクル促進のための社会スキーム形成等をビジネスモデルとして実証する事業者への支援を行っており、3つの指標を設定している。そのうち、「一般廃棄物のリサイクル率」については、近年横ばいとなっている。「ペットボトルからペットボトルにリサイクルされた製品の量」については、ペットボトルからペットボトルや食品容器等への物性を損なわない水水平リサイクルの推進に向けた課題(技術を持つリサイクラーの育成、運搬や再商品化に要する低コスト化、サプライチェーンの構築等)を把握している。「容器包装プラスチックを原材料とした高品質な再生材が用いられた日用品や電気電子製品等として実用化された製品の品目数」については、平成30年度の目標に向けて着実に増加している。

評価結果	施策の分析	<p>○容器包装リサイクル法の分別収集計画量及び実施市町村の指標について、ここ数年向上が見られないのは、容器包装リサイクル法が市町村参加型の分別収集に関する促進法であり、市町村は、容器包装廃棄物の焼却・埋立て量の削減メリットと、分別収集・選別保管に係る費用支出とを勘案しながら参加を検討している背景があるものと考えられる。</p> <p>○食品リサイクル法に基づく再生利用等実施率については、分別の困難性等の理由から、食品流通の川下にくほど低下する傾向にあり、今後、特に川下での再生利用促進施策が必要である。</p>
------	-------	--

評価結果	次期目標等への反映の方向性	<p>【施策・測定指標】</p> <p>○容器包装リサイクル法については、容器包装リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書（平成28年5月31日）において、「既に参加している市町村や消費者の取組促進、これまでの努力や貢献に対する評価及びその国際比較の可能性の検討、未参加市町村の参加促進方策の一つとして、国全体としての目標の設定について検討を開始すべきであり、そのため、まずは容器包装全体のフローを整理した上で、目標設定に向けてどのような指標が適当かの検討を進めるべき」とされており、これを踏まえ、今後マテリアルフローの整理を予定している。マテリアルフローの整理に伴い、適宜目標値等について更新を行う予定である。</p> <p>○家電リサイクル法については、法定の再商品化率と製造業者等が実際に達成している再商品化率との間に乖離が生じていることを踏まえ、今後のリサイクル技術の進展や資源相場の変動といった事情も考慮しながら、実態に即した適切な水準となるよう、法定水準を引き上げた（平成27年4月1日施行）。また、平成27年3月に家電リサイクル法の基本方針に回収率目標を設定し、平成28年3月に、家電リサイクル制度の関係主体における連携した具体的な取組と取組目標及びその評価・点検の方法について定め、回収率目標を確実に達成するためのアクションプランを策定している。</p> <p>○食品リサイクル法については、平成27年7月に策定した新たな基本方針において、食品関連事業者の業種ごとの再生利用等実施率について、平成27年度から平成31年度までの新たな目標（食品製造業95%、食品卸売業70%、食品小売業55%、外食産業50%）を盛り込んだところ。食品関連事業者の目標は、食品関連事業者の再生利用等に関する努力のみによって達成されるものではなく、食品循環資源の再生利用等を促進するため、国、地方公共団体、再生利用事業者、農林漁業者等及び消費者が連携しつつ、それぞれ積極的に役割を果たすことが重要であるとしている。</p> <p>○建設リサイクル法については、特定建設資材（建設発生木材）の再資源化等率の向上のため、引き続き、特定建設資材に係る分別解体等の現状の変化に応じて、適切な分別解体による再資源化方策の検討を行う必要がある。</p> <p>○小型家電リサイクル法については、平成24年8月に公布され、平成25年4月に施行されたところであり、安定的な制度の推進を図るため市町村等の参加を促進していく必要がある。小型家電の回収量の目標設定については基本方針において、目標の達成状況、社会経済情勢の変化などを踏まえることとしており、平成28年秋に予定している審議会等の議論を踏まえ、必要な調査・見直しを行う予定である。</p> <p>○資源有効利用促進法については、パソコン及び小型二次電池の再資源化率の更なる向上のため、引き続き、製造業者等に対して調査を実施していく必要がある。</p> <p>○自動車リサイクル法については、平成27年9月に、中央環境審議会循環型社会部会自動車リサイクル専門委員会において施行状況の評価・点検がなされた。この中で、現在の自動車破砕残渣の再資源化率に加えて、新たに、解体・破砕段階を含めた自動車全体のリユース・リサイクルの進捗に関する目標・指標について検討を行うべきとの指摘を受けた。これを踏まえて、必要な調査・検討を実施する予定である。</p> <p>○我が国循環産業の戦略的国際展開・育成事業（ビジネスモデル支援）については、3つの指標の目標値の達成に向けて、引き続き、適切なリサイクルの推進に係る検討を進める必要がある。</p>
------	---------------	--

学識経験を有する者の知見の活用	<p>○中央環境審議会循環型社会部会の容器包装の3R推進に係る小委員会、家電リサイクル制度評価検討小委員会、食品リサイクル専門委員会、自動車リサイクル専門委員会、小型電気電子機器リサイクル制度及び使用済製品中の有用金属の再生利用に関する小委員会において、各種リサイクル法の施行状況等について専門家の知見を伺った。</p>
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<p>○容器包装リサイクル法に基づく市町村の分別収集及び再商品化の実績について（環境省）</p> <p>○家電リサイクル実績について（経済産業省、環境省）</p> <p>○食品リサイクルの現状（農林水産省、環境省）</p> <p>○建設副産物実態調査結果について（国土交通省）</p> <p>○資源有効利用促進法に基づく自主回収及び再資源化の各事業者等による実施状況の公表について（経済産業省、環境省）</p> <p>○自動車リサイクル法の施行状況（経済産業省、環境省）</p> <p>○第三次循環型夜会推進基本計画</p> <p>○一般廃棄物の排出及び処理状況等について（環境省）</p>
---------------------------	---

担当部局名	大臣官房廃棄物・リサイクル対策部 企画課リサイクル推進室	作成責任者名 (※記入は任意)	リサイクル推進室 長	政策評価実施時期	平成28年8月
-------	---------------------------------	--------------------	---------------	----------	---------

測定指標		実績値					目標年度	目標値	達成
		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度			
指標	1. 容器包装リサイクル法に基づく容器包装分別収集量[千ト]						27年度	807(26年度計画値)	△
	ア. ガラス製容器	791	786	798	782	調査中		132(26年度計画値)	×
	イ. 紙製容器包装	91	89	90	82	調査中		305(26年度計画値)	△
	ウ. ペットボトル	298	299	302	292	調査中		763(26年度計画値)	△
	エ. プラスチック製容器包装	726	727	734	731	調査中	1,658(95.2%)(26年度計画値)	△	
	2. (間接)容器包装リサイクル法に基づく分別収集実施市町村数(全市町村数に対する割合)[市町村数(%)]						30年度	842(48.4%)(26年度計画値)	×
	ア. 無色のガラス製容器	1,639(94.1%)	1,635(93.9%)	1,634(93.8%)	1,640(94.2%)	調査中		1,683(96.7%)(26年度計画値)	○
	イ. 紙製容器包装	613(35.2%)	612(35.1%)	644(37.0%)	661(38.0%)	調査中		1,367(78.5%)(26年度計画値)	△
	ウ. ペットボトル	1,694(97.2%)	1,696(97.4%)	1,702(97.7%)	1,717(98.6%)	調査中		60(～20年度)	○
	エ. プラスチック製容器包装	1,293(74.2%)	1,307(75.0%)	1,312(75.3%)	1,295(74.4%)	調査中	70(21～26年度)	○	
	3. 家電リサイクル法における特定家庭用機器の再商品化率[%]						各年度	80(27年度～)	○
	ア. 家庭用エアコン	89	91	91	92	93		55	○
	イ. ブラウン管式テレビ	79	82	79	75	73		50(～26年度)	○
ウ. 液晶・プラズマテレビ	83	87	89	89	89	74(27年度～)	○		
エ. 冷蔵庫・冷凍庫									
オ. 洗濯機・衣類乾燥機									
4. 家電リサイクル法における特定家庭用機器の回収率[%]									
5. 食品リサイクル法における食品関連事業者による食品循環資源の再生利用等の実施率[%]									
ア. 食品製造業									
イ. 食品卸売業									
ウ. 食品小売業									
エ. 外食産業									
6. 建設リサイクル法における特定建設資材の再資源化等の実施率[建設発生木材:%]									
7. 資源有効利用促進法におけるパソコン及び小形二次電池の自主回収・再資源化率[%] (※処理された廃棄物の重量に対する再資源化量の割合)									
ア. デスクトップパソコン									
イ. ノートブックパソコン									
ウ. ブラウン管式表示装置									
エ. 液晶式表示装置									
オ. ニカド電池									
カ. ニッケル水素電池									
キ. リチウムイオン電池									
ク. 小形制御弁式鉛蓄電池									
8. 自動車リサイクル法における自動車破碎残さ(シュレッダーダスト)及びガス発生器(エアバッグ類)の再資源化率[%]									
ア. 自動車破碎残さ(シュレッダーダスト)									
イ. ガス発生器(エアバッグ類)									
9. 小型家電リサイクル法における小型家電の回収量[万ト]									
10. (間接)小型家電リサイクル法に基づく制度参加自治体数(全自治体に対する割合)[自治体数(%)]									
11. 一般廃棄物(ごみ)のリサイクル率((直接資源化量+中間処理後再生利用量+集団回収量)/(ごみの総処理量+集団回収量))[%]									
12. ペットボトルからペットボトルにリサイクルされた製品の量[億本]									
13. 容器包装プラスチックを原材料とした高品質な再生材が用いられた日用品や電気電子製品等として実用化された製品の品目数[個]									

エ	79	80	80	80	82		50(～20年度) 60(21～26年度) 70(27年度～)	○
オ	87	86	88	88	90		50(～20年度) 65(21～26年度) 82(27年度～)	○
4	-	-	49.0	53.1	調査中	30 年度	56	△
5ア	95	95	95	95	調査中	31 年度	95	○
イ	57	58	58	57	調査中		70	×
ウ	41	45	45	46	調査中		55	×
エ	23	24	25	24	調査中		50	×
6	-	94.4	-	-	-	30 年度	95	△
7ア	76.6	77.8	78.4	76.6	調査中	各 年 度	50	○
イ	57.2	59.4	59.3	60.4	調査中		20	○
ウ	74.4	71.6	70.9	71.6	調査中		55	○
エ	71.8	72.6	74.3	74.4	調査中		55	○
オ	72.8	72.6	72.2	71.1	調査中		60	○
カ	76.6	76.6	76.6	76.6	調査中		55	○
キ	60.4	61.1	60.5	57.9	調査中		30	○
ク	50.0	50.0	50.0	50.0	調査中		50	○
8ア	93.2-93.4	93～96.8	96-97.7	96.8-98.1	調査中	各 年 度	50(～26年度) 70(27年度～)	○
イ	93.3～94.0	93～95	94～95	94～95	調査中		85	○
9	-	-	2.40	5.05	調査中	27 年度	14	×
10	-	341 (19.6%)	754 (43.3%)	1,073 (61.6%)	調査中	30 年度	1,400 (80%)	×
11	20.6	20.5	20.6	20.6	調査中	29 年度	26	×
12	-	-	6	調査中	調査中	平 成 30 年 度	9	×
13	-	-	1	4	調査中	平 成 30 年 度	8	×

平成27年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省27-16)

施策名	目標4-3 一般廃棄物対策(排出抑制・リサイクル・適正処理等)					
施策の概要	一般廃棄物の排出抑制、リサイクル、適正処理等を推進する。					
達成すべき目標	一般廃棄物の排出抑制、リサイクル、適正処理等について施策の総合的かつ計画的な推進を図る。					
施策の予算額・執行額等	区分	25年度	26年度	27年度	28年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	37,694	44,192	48,766	39,085
		補正予算(b)	62,772	33,773	44,771	0
		繰越し等(c)	58,202	19,522	▲ 15,095	
		合計(a+b+c)	158,668	97,487	78,442	
執行額(百万円)	127,308	94,518	76,126			
施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)						

測定指標	1(1) 一般廃棄物の排出量(百万トン)	基準値	実績値					目標値	達成
		12年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	32年度	○
		55	45	45	45	44	調査中	41	
	年度ごとの目標値		-						
	1(2) 一般廃棄物の排出量(kg/人)	基準	実績値					目標値	達成
		12年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	32年度	○
		433	357	352	350	346	調査中	325	
	年度ごとの目標		-						
	2 一般廃棄物のリサイクル率(%)	基準	実績値					目標値	達成
		24年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	29年度	×
		20	20	20	20	20	調査中	26	
	年度ごとの目標		-						
	3(1) 一般廃棄物の最終処分量(百万トン)	基準	実績値					目標値	達成
		19年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	27年度	○
		6.4	4.8	4.6	4.5	4.3	調査中	5	
	年度ごとの目標		-						
	3(2) 一般廃棄物の最終処分量(kg/人)	基準	実績値					目標値	達成
		19年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	27年度	○
		50	38	36	35	34	調査中	39	
	年度ごとの目標		-						
4 一般廃棄物焼却炉からのダイオキシン類の排出量(g-TEQ/年)	基準	実績値					目標値	達成	
	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	当面の間	○	
	33	32	31	30	27	調査中	33		
年度ごとの目標		-							

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) ③相当程度進展あり (判断根拠) 現時点において、一般廃棄物の排出量及び一般廃棄物の最終処分量、また一般廃棄物焼却炉からのダイオキシン類の排出量は、目標値を達成する見込みである。 リサイクル率については、平成7年度の約10%から平成19年度の約20%まで向上したが、以後、ここ数年間横ばい状態が続いており、目標値に到達していない。
	施策の分析	○環境省では、一般廃棄物の適正処理・3Rを推進するため、3つのガイドライン(①一般廃棄物会計基準②一般廃棄物処理有料化の手引き③市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針)を市町村に示す等の取組を進めてきた。 ○リサイクル率については、その分母にあたる廃棄物排出量、分子にあたる総資源化量ともに近年微減傾向にあり、結果として20%程度で横ばいで推移している。総資源化量の減少のほとんどは紙類の減少によるものである。また、総資源化量の約5割を占める中間処理後再生利用量(市町村等が処理をして資源化された量)は横ばい、約3割弱を占める集団回収量(市民団体等による回収量(市町村等把握分))と約2割強を占める直接資源化量(再生業者に引き渡した量)は減少傾向にある。 今後、金属類、ガラス類等、個別の品目毎の動向等についても更なる分析を行い、リサイクル率向上のための有効な対策を検討、実施する必要がある。
	次期目標等への反映の方向性	【施策】 ○一般廃棄物の適正処理・3Rを総合的に推進することが重要であるとの認識に立ち、市町村の取組を支援すべく様々な対策を実施する。 ○財政的支援としては、引き続き循環型社会形成推進交付金制度による廃棄物処理施設の整備を推進する。また、技術的支援としては、3つのガイドライン(①一般廃棄物会計基準②一般廃棄物処理有料化の手引き③市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針)の更なる普及等により、市町村の3Rの取組支援を行う。 ○上記に加え、リサイクル率の向上のため、リサイクル率が横ばいになっている要因分析を更に進めるとともに、廃棄物排出量の削減及び再生利用量の増加のための取組を今後より一層推進する。 ○さらに、災害時においても、市町村が廃棄物の適正処理・再生利用ができるよう災害廃棄物対策を推進する。 ○上記の取組を通じて、測定指標に掲げた目標値の達成を目指す。

学識経験を有する者の知見の活用	中央環境審議会循環型社会部会等
-----------------	-----------------

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	日本の廃棄物処理(平成26年度版)
---------------------------	-------------------

担当部局名	大臣官房廃棄物・リサイクル部廃棄物対策課	作成責任者名 (※記入は任意)	廃棄物対策課長	政策評価実施時期	平成28年8月
-------	----------------------	--------------------	---------	----------	---------

平成27年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省27-⑰)

施策名	目標4-4産業廃棄物対策(排出抑制・リサイクル・適正処理等)					
施策の概要	産業廃棄物の排出抑制、リサイクル、適正処理等を推進する。					
達成すべき目標	産業廃棄物の排出抑制、リサイクル、適正処理等について施策の総合的かつ計画的な推進を図る。					
施策の予算額・執行額等	区分	25年度	26年度	27年度	28年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	10,006	9,223	7,199	9,424
		補正予算(b)	1,527	2,000	2,177	-
		繰越し等(c)	2,741	1,513	-2,186	
		合計(a+b+c)	14,274	12,736	7,190	
執行額(百万円)	14,260	12,686	7,034			
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	第三次循環型社会形成推進基本計画					

測定指標	産業廃棄物の排出量 (百万トン)	基準値	実績値					目標値	達成
		19年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	○
		419	386	381	379	385	調査中	423	
	年度ごとの目標値								
	産業廃棄物のリサイクル率(%)	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		19年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	○
		52	53	52	55	53	調査中	53	
	年度ごとの目標								
	産業廃棄物の最終処分量 (百万トン)	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		19年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	32年度	○
		20	14	12	13	12	調査中	13	
	年度ごとの目標								

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 目標達成 (判断根拠) 全ての測定指標について、目標を達成した。
	施策の分析	・平成25年度実績においては、全ての測定指標について目標を達成したものの、排出量とリサイクル率については平成24年度実績より後退した。 ・がれき類や鉱さい、ばいじん等の主要なリサイクル用途は建設資材等に集中していることから、建設需要が低下した場合や地域によって需給バランスが異なった場合には行き先を失う可能性がある。このため、今後は、再生材の新規用途への利用促進や地域間での需給調整のための対策が必要となるほか、長期的には日本全体としての需給バランスについても十分に考慮する必要がある。加えて、資源価格などの社会動向にも配慮して取組を進めて行く必要がある。
	次期目標等への反映の方向性	【施策】 ・産業廃棄物の排出抑制、リサイクル、適正処理等について、引き続き施策の総合的かつ計画的な推進が必要である。 【測定指標】 ・平成28年1月に「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」を変更したことに伴い、平成28年度以降の測定指標を見直した。 ・更なる産業廃棄物の排出抑制、リサイクル、適正処理等に向け、引き続き取組を進めてまいりたい。

学識経験を有する者の知見の活用	中央環境審議会循環型社会部会等
-----------------	-----------------

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	産業廃棄物排出・処理状況調査等
---------------------------	-----------------

担当部局名	大臣官房廃棄物・リサイクル対策部 産業廃棄物課	作成責任者名 (※記入は任意)	産業廃棄物課長	政策評価実施時期	平成28年8月
-------	----------------------------	--------------------	---------	----------	---------

平成27年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省27-18)

施策名	目標4-5 廃棄物の不法投棄の防止等					
施策の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物の処理に伴い環境保全上の支障が生じた場合における当該支障の除去の推進 ・爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有する廃棄物の適正な処理の推進 ・特定有害廃棄物等の輸出、輸入、運搬及び処分の規制の推進 					
達成すべき目標	<ul style="list-style-type: none"> ・不法投棄等による生活環境保全上の支障等のない社会の実現 ・有害物質等を含む廃棄物の適正管理の実現 ・廃棄物等の不適正な越境移動の防止の実現 					
施策の予算額・執行額等	区分	25年度	26年度	27年度	28年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	375	471	663	632
		補正予算(b)	3,055	2,304	2,487	-
		繰越し等(c)	578	721	△ 232	
		合計(a+b+c)	4,008	3,495	2,918	
執行額(百万円)	3,964	3,267	2,729			
施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	<ul style="list-style-type: none"> ・「第三次循環型社会形成推進基本計画」(平成25年5月31日閣議決定) ・「日本再興戦略 2016」(平成28年6月2日閣議決定) 					

測定指標	支障等がある産業廃棄物の不法投棄等の残存件数(件)	基準値	実績値					目標値	達成
		24年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	32年度	○
		123	-	123	110	90	-	100	
	年度ごとの目標値		-	-	-	-	-		
	特定支障除去等事業の件数(件)	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		一年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	34年度	○
		-	10	10	13	13	13	0	
	年度ごとの目標		10	10	13	13	13		
	産業廃棄物の不法投棄の新規発生件数(件)	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		24年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	32年度	△
		187	192	187	159	165	-	150	
	年度ごとの目標		-	150	150	150	150		
	パースル条約締約国会議で採択される、拠出プロジェクト関連のガイドライン等数(件)	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		一年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	31年度	○
-		-	-	-	0	3	4		
年度ごとの目標		-	-	-	0	1			
パースル条約違反の輸出について我が国が輸入国から通報を受領した件数(件)	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成	
	26年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	29年度	×	
	9	-	7	5	9	20	4		
年度ごとの目標		-	-	-	-	8			
クリアランス物のトレーサビリティが確保できていない事案(件)	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成	
	一年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	32年度	○	
	-	-	0	0	0	0	0		
年度ごとの目標		-	0	0	0	0			

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり (判断根拠) ・支障等がある産業廃棄物の不法投棄等の残存件数は着実に減少しており、目標を前倒しで達成した。 ・また、特定支障除去等事業も計画どおり進捗している。 ・一方で、バーゼル条約違反の輸出について我が国が輸入国から通報を受領した件数は、26年度、27年度と増加傾向にある。
	施策の分析	・支障等がある産業廃棄物の不法投棄等の残存件数は減少しているものの、不法投棄の新規発生件数は近年横ばいで推移しており、未だ撲滅には至っていないことから、引き続き、未然防止・拡大防止対策の徹底を図っていく必要がある。 ・また、廃棄物処理法に基づく基金による支援については、平成27年度に有識者等による検討会を開催し、平成28年度以降の支援のあり方について検討した結果、引き続き基金を通じて国及び産業界による支援を行うことが適当であるとされた。 ・廃棄物等の越境移動の適正化の推進については、本年6月2日に閣議決定された日本再興戦略2016においても、「国内外で発生した二次資源(使用済鉛蓄電池、電子部品スクラップ等)について、我が国の誇る環境技術の先進性を活かしつつ非鉄金属のリサイクルを着実に進めるため、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律(平成4年法律第108号)における規制の在り方等について、本年度中に検討を行い、その結果を踏まえ、早期に必要な措置を講じる」とされた。
	次期目標等への反映の方向性	【施策】 ・不法投棄等による生活環境保全上の支障等のない社会の実現、有害物質等を含む廃棄物の適正管理の実現、廃棄物等の不適正な越境移動の防止の実現のために、今後も不断の取組が必要である。 【測定指標】 ・主要指標である、支障等がある産業廃棄物の不法投棄等の残存件数については、前倒しで目標を達成したことから、更に高い目標を設定し取組を推進する。

学識経験を有する者の知見の活用	中央環境審議会循環型社会部会 等
-----------------	------------------

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<ul style="list-style-type: none"> 産業廃棄物の不法投棄等の状況(平成26年度)について(http://www.env.go.jp/press/101759.html) 支障除去等に対する支援に関する検討会報告書(平成27年9月) http://www.env.go.jp/press/101560.html 「廃棄物・特定有害廃棄物等の輸出入」http://www.env.go.jp/recycle/yugai/index.html 平成28年4月25日付け報道発表「廃棄物等の越境移動等の適正化に関する検討会報告書」のとりまとめについて(お知らせ)http://www.env.go.jp/press/102431.html
---------------------------	---

担当部局名	大臣官房廃棄物・リサイクル対策部	作成責任者名 (※記入は任意)	産業廃棄物課長	政策評価実施時期	平成28年8月
-------	------------------	--------------------	---------	----------	---------

平成27年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省27-19)

施策名	目標4-6 浄化槽の整備によるし尿及び雑排水の適正な処理				
施策の概要	環境保全上効果的である浄化槽の整備による生活排水対策を講ずる。				
達成すべき目標	人口分散地域等に最適な汚水処理施設整備である浄化槽の普及を行い、生活排水の適正な処理によって健全な水環境を確保する。				
施策の予算額・執行額等	区分	25年度	26年度	27年度	28年度
	予算の状況(百万円)				
	当初予算(a)	67	71	117	128
	補正予算(b)	0	0	0	
	繰越し等(c)	0	0	0	
合計(a+b+c)	67	71	117		
執行額(百万円)	52	73	113		
施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	国土強靱化基本計画(平成26年6月3日閣議決定) 廃棄物処理施設整備計画(平成25年5月31日閣議決定)				

測定指標	浄化槽処理人口普及率(浄化槽普及人口の総人口に対する割合)(%)	基準値	実績値					目標値	達成
		24年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	29年度	×
		8.75	8.75	8.75	8.88	8.92	調査中	12	
	年度ごとの目標値		-	-	-	-	-		

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) ④ (進展が大きくない) (判断根拠) 廃棄物処理施設整備計画に基づき、平成29年度時点で浄化槽処理人口普及率の目標を12%としているが、平成26年度末時点において8.92%(東北1県除く)であり、ここ数年は、ほぼ横ばいの傾向のため現状では目標の達成は困難である。
	施策の分析	浄化槽全数(単独含む)に占める合併処理浄化槽の割合は、着実に上がっている(43%(H25)→45%(H26))ものの、単独浄化槽から合併浄化槽への転換が画期的には進んでいないことや浄化槽ではなく下水道を期待する声が根強いこと、また、世帯人員が減少していること等により浄化槽処理人口普及率が伸び悩んでいる。人口分散地域における汚水処理整備の早期概成に向け、浄化槽の汚水処理サービスとしての信頼性・生産性の向上をより一層進める必要がある。
	次期目標等への反映の方向性	<p>【施策】 自立・分散型の地域社会構築に資する浄化槽普及戦略をH28に策定した上で、公共サービスとして効果的・効率的な浄化槽整備事業の促進に向けた検討を行う。さらに、ICT化の促進等により浄化槽分野における生産性の向上を図る。</p> <p>【測定指標】 現状の指標は浄化槽の普及しか評価していないが、浄化槽の環境保全効果を測定する上では、適正管理の面も評価できる指標に見直す必要がある。</p>

学識経験を有する者の知見の活用	学識経験者及び関係団体の参加を得て、広く意見交換を行った「今後の浄化槽の在り方に関する懇談会」(全10回、平成26年10月～平成28年3月)の取りまとめ提言を施策の分析、方向性などに反映。
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	「平成22～26年度末の汚水処理人口普及状況について」(農林水産省、国土交通省、環境省調べ)
---------------------------	--

担当部局名	大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課浄化槽推進室	作成責任者名	浄化槽推進室長	政策評価実施時期	平成28年8月
-------	------------------------------	--------	---------	----------	---------

(※記入は任意)

平成27年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省27-⑩)

施策名	目標4-7 東日本大震災への対応(災害廃棄物の処理)					
施策の概要	東日本大震災により発生した災害廃棄物の安全かつ迅速な処理を推進する。					
達成すべき目標	災害廃棄物のできるだけ早期の処理・処分を完了する。					
施策の予算額・執行額等	区分	25年度	26年度	27年度	28年度	
	予算の状況(百万円)	当初予算(a)	134,828	33,863	23,133	35,749
		補正予算(b)	0	0	0	0
		繰越し等(c)	304,251	54,856	15,061	/
		合計(a+b+c)	439,079	88,719	38,194	
	執行額(百万円)	383,571	57,458	24,586		
施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)						

測定指標	災害廃棄物の処理割合	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	32年度	
	%	58	97	99	99	/	100	○	
	年度ごとの目標値	/	-	-	-	-	/		

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) ③相当程度進展あり (判断根拠) ○岩手県と宮城県を含む12道県において、災害廃棄物の処理は目標通り平成26年3月末までに完了。 ○福島県についても平成27年3月末までに、一部の損壊家屋の解体と国による可燃物の代行処理を除き、概ね処理を完了。
	施策の分析	○東日本大震災からの1日も早い復旧・復興のために、災害廃棄物の早期処理完了は不可欠であり、平成26年3月末までの処理完了を目指して、施策を実施(岩手県と宮城県沿岸部に31基の仮設焼却炉と22箇所の仮設破碎選別施設を設置。18都府県で約62万トンの災害廃棄物の広域処理を実施。)。その結果、岩手県と宮城県を含む12道県については目標通り、災害廃棄物の処理を完了し、さらに災害廃棄物の約82%、津波堆積物の約99%を再生資材として公共事業等にて利用した。 ○平成26年3月末までに処理完了が困難であった福島県の一部地域について、平成25年8月末に処理の進捗状況等を総点検し、今後の見通しを公表した。この見通しに基づき、きめ細かな進捗管理を実施しつつ、市町と連携して国の代行処理等による支援を通じ、できるだけ早期の処理完了を目指して、施策を実施している。
	次期目標等への反映の方向性	【施策】 処理が完了していない福島県の一部地域については、進捗管理を実施しつつ、市町と連携して国の代行処理等による支援を行う。 【測定指標】 災害廃棄物の処理については、その処理割合が100%になることを目標に進めることが適当である。岩手県と宮城県の災害廃棄物の処理は目標通り完了しており、上記測定指標により福島県についてもできるだけ早期の処理完了を目指す。

学識経験を有する者の知見の活用	
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	
---------------------------	--

担当部局名	大臣官房廃棄物・リサイクル部廃棄物対策課	作成責任者名 (※記入は任意)	廃棄物対策課長	政策評価実施時期	平成28年8月
-------	----------------------	--------------------	---------	----------	---------